

随意契約見直し計画（改定計画）

平成20年10月
日本放送協会

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることがやむを得ないものを除き、順次可能なものから一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(15%) 1,285	(5%) 97
一般競争入札等	競争入札			(0%) 40	(1%) 15
	企画競争等	(26%) 2,258	(49%) 920	(36%) 3,061	(57%) 1,052
随意契約		(74%) 6,354	(51%) 942	(49%) 4,226	(37%) 697
合 計		(100%) 8,612	(100%) 1,862	(100%) 8,612	(100%) 1,862

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(注2) 番組制作については、企画競争を編成時間の比率で、委託番組の25～30%程度に高めていくこととしていることから、件数・金額の集計には含めていない(P.3参照)

(注3) 出演料、文芸・音楽委嘱料等の契約は、見直し計画の対象外としている(P.3参照)

【子会社等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）		/		(37%) 452	(12%) 45
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争等	(12%) 154	(7%) 27		
随意契約		(88%) 1,079	(93%) 353	(27%) 329	(59%) 226
合 計		(100%) 1,233	(100%) 381	(100%) 1,233	(100%) 381

【子会社等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）		/		(11%) 833	(4%) 52
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争等	(28%) 2,104	(60%) 893		
随意契約		(72%) 5,275	(40%) 589	(53%) 3,897	(32%) 472
合 計		(100%) 7,379	(100%) 1,481	(100%) 7,379	(100%) 1,481

【番組制作関連の業務委託契約】

番組の企画制作については、今後さらに、企画の公募や審査の透明性などのルールを整え、順次、企画競争を拡大することとし、今後5年間で企画競争を編成時間の比率で、委託番組の25～30%程度に高めていく。

番組の企画制作は、番組1本ごとに内容や制作手法がすべて異なるという特性があり、競争入札にはなじまないため、企画提案の内容によって採否を決定している。平成18年8月から、番組制作会社を対象にホームページで放送メディア・放送時間帯、番組ジャンル、予算の上限等を示して企画を公募し、内容審査のうえ委託先を決める方法も導入し、企画競争を進めているところであり、放送サービスにとって最も重要な編成時間の比率を目標とするものである。

＜18年度 番組制作関連の業務委託契約 総額 683億円＞

【見直し計画の対象外としたもの】

出演料、文芸・音楽委嘱料など、以下の項目は、取引や契約という形式の下にあるが、その実質は、ニュースや番組の内容・構成に直接関わるものとして編集方針に基づき決定する創造活動であり、番組の編集そのものであることから、一般の競争契約・随意契約という概念では扱えないものであると考える。

従って、これらは「見直し計画」の対象外とするが、契約状況を明らかにする観点から、各項目ごとに総件数・総額を記載する。

	平成18年度実績	
	件数	金額(億円)
出演料	23,399	60
文芸・音楽委嘱料等	4,269	19
著作権料	1,344	92
放送権料	1,244	309
ニュース購入費	472	14
合計	30,728	494

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準を、以下のとおり改正し、平成20年度から施行した。

- ・工事または製造については、「250万円を超えないもの」に変更
- ・財産の買い入れについては、「160万円を超えないもの」に変更
- ・物件の借り入れについては、「80万円を超えないもの」に変更
- ・その他の役務については、「100万円を超えないもの」に変更

(注) 改正前は、契約の種類を問わず、本部250万円未満、本部以外100万円未満とする運用を行っていた。

(3) 随意契約の公表の基準および項目を、以下のとおり定め、平成20年度から施行した。

- ・工事または製造については、「250万円を超えるもの」
- ・財産の買い入れについては、「160万円を超えるもの」
- ・物件の借り入れについては、「80万円を超えるもの」
- ・その他の役務については、「100万円を超えるもの」
- ・公表の項目については、国と同様とする

(注) 従前は、子会社等との3,000万円を超える随意契約を公表していた。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

(1) 企画競争の拡大および公募手続きの導入

番組の企画制作を除き、随意契約がやむを得ないもの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の拡大や、参加者の有無を確認するための公募手続きの導入を図る。

(2) 複数年度契約の活用

継続性が高く仕様等の変更予定がない複数年度にわたる契約については、平成20年度以降、積極的に、複数年度契約による競争入札または企画競争を実施する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札等の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子調達等の拡大や公告の方法等について検討を行う。

(4) 移行時期

平成25年度を目処に本見直し計画の達成に努めていく。

3. その他

- (1) 契約の適正性を確保するため、随意契約に関する重点的な内部監査を平成20年度から実施している。
- (2) 契約の透明性を確保するため、随意契約の公表の基準および項目の見直しにあわせて、競争契約に係る契約情報の公表についても平成20年度から実施している。
- (3) 平成20年度から、随意契約に関する事前審査および決裁体制の強化を図った。
- (4) 調達に関する問合せの総合窓口を平成20年度に設置した。